

JA無担保住宅借換えローン(ジャックス保証)

1. ご利用になれる方	<p>次の条件をいずれも満たしていることを要する</p> <p>(1) 満20歳以上65歳以下の方(完済年齢75歳以下の方)</p> <p>(2) 当組合の地域内に居住または勤務している方</p> <p>(3) 安定・継続した収入の見込める方</p> <p>(4) 公的および民間金融機関の住宅ローン利用者で返済実績が5年以上であり(ステップ償還の利用者は7年、また2度目の借換えの場合は前回、前々回合わせてトータルで7年以内)、かつ直近1年間に返済延滞がないこと</p> <p>(5) 所得合算は、同居親族の前年度税込み年収の50%を上限とする</p> <p>(6) 原則、団体信用生命共済に加入できる方</p> <p>(7) 信用状況に不安がない方(過去に不渡り、延滞等の事故が無い)で、株式会社ジャックスの保証を受けられる方</p>
2. 資金使途	<p>(1) 住宅金融支援機構、公的住宅ローンおよび民間金融機関住宅ローンの借換え資金(自金融機関、他金融機関問わず)</p> <p>(2) 住宅金融支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換え資金</p> <p>※借換えに伴う抵当権抹消費・事務手数料・振込手数料・印紙代も対象</p> <p>※上記(1)、(2)いずれにおいても、金利の軽減が見込めること</p> <p>※無担保ローンは対象外</p>
3. 融資金額	<p>50万円以上2,000万円以内(1万円単位)</p> <p>・農業者を除く自営業者は1,000万円以内</p> <p>・借換え資金のみの場合は、残存一括償還金額(現在残高及び経過利息)及び抵当権抹消費・一括返済事務手数料を合算した額を上限とする</p>
4. 融資期間	<p>6ヶ月以上20年以内(6ヶ月単位)</p> <p>但し、借換え対象ローンの残存償還期間に3年加算した期間を上限とする</p>
5. 融資方法	<p>借換え対象ローンの顧客返済口座または借入先への振込とする</p> <p>但し、資金使途にリフォーム資金を含む場合は、工事完了後、借換え資金は顧客口座または借入先への振込とし、リフォーム資金は顧客口座経由で、販売(施行)業者への振込とする</p>
6. 返済方法	<p>次のいずれかの方式による。なお、返済は貯金口座からの自動引き落としにより行う</p> <p>(1) 毎月元利均等返済</p> <p>(2) 毎月元利均等返済及び特定月増額返済</p> <p>但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とします</p> <p>※ お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過することに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>
7. 担保	不要
8. 連帯保証人	<p>則として不要とするが、以下の場合は、連帯保証人を必要とする</p> <p>(1) 対象物件の所有者</p> <p>(2) 本ローンの収入合算者</p> <p>(3) 借換え対象ローンの連帯債務者または連帯保証人</p> <p>(4) 団体信用生命共済に加入できない方は法定相続人</p> <p>(5) 株式会社 ジャックスが必要と認めた場合</p>
9. 徴求書類	<p>(1) 借入申込書</p> <p>(2) 債務保証委託申込書</p> <p>(3) マイナンバーカード、運転免許証、パスポートのいずれか1つ</p> <p>(4) 所得証明書</p> <p>・給与所得者・・・源泉徴収票または住民税決定通知書(写)</p> <p>・農業者・・・確定申告書(写)またはJA発行の所得証明書も可</p> <p>・自営業者・・・納税証明書その2または確定申告書(写)</p> <p>(5) 資金使途証明書</p> <p>・住宅ローン償還表または残高証明書の写し</p> <p>・直近1年間の返済遅延が無いことを確認できる書類</p> <p>・借換え対象物件の土地・建物の不動産登記簿謄本(直近1ヶ月以内)</p> <p>・借換え対象物件の登記抹消後の不動産登記簿謄本(事後)</p> <p>・他金融機関の取扱いの場合は、振替依頼書の控え</p> <p>・特別加算の場合、完済したことを証する書類(事後)</p>
10. 団体信用生命共済	<p>(1) 団体信用生命共済への加入を条件とする</p> <p>(2) 団体信用生命共済への加入できない方は、融資期間は15年以内とし、法定相続人を連帯保証人として徴求する</p>